

## 一般質問



藤田正道  
(大分市)

### 地域公共交通を守れ!

地域公共交通とは、法律上

「地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関」と定義されますが、それを維持することについては、

国、県、市町村、そして事業者にも、法的な義務付けはありません。ただし、地域公共交通活性化再生法に基づく「法定協議会」において策定された「地域公共交通計画」については、協議会の参加者、つまり県、市町村、事業者、そして住民は、ともに尊重する義務があり、計画に基づく事業を実行していくことが求められています。

一方、利用者の減少等により交通事業者は厳しい経営環境にあり、2年にわたるコロナ禍と、燃油価格の高騰が追い打ちをかけています。20年度決算を見ると、JR九州の経常赤字193億円を筆頭にバス、フェリー各社は軒並み赤字、純損失

を計上し、収支と財務の悪化に加えて、収入減や将来不安から離職者も増加していると聞いています。このままコロナ禍、燃油高が続けば、路線維持のみならず事業の存続に関わる事態も想定され、交通崩壊の引き金にもなりかねません。

県内交通体系の維持のため、鉄道、バス、フェリー、航空など関係事業者と連携し、路線の存続と安定化を図るべきだと知事の見解を求めました。

知事は「住民の通勤・通学等の日常生活を支える交通基盤であると同時に、産業振興や観光振興、関係人口の増加など、本県の将来にわたる発展を支える社会基盤でもあり、この両面を見ながら取り組むことが大変重要。」として、①幹線的なバス路線やコミュニティバス等の運行赤字に対する補助、バスロケーションシステムや低床バス車両の導入、鉄道駅のバリアフリー化等への支援、フェリー・航空事業者と連携したPRやプロモーション等の利用促進など県内各地域を結ぶ公共交通ネットワークの維持に対する支援、②県内6圏域で「地域公共交通計画」を策定し、バスと鉄道との接続改善、商業施設へのバスの乗り入れ、運行便数の調整や路線の延伸など、

利便性・運行効率向上など利用者目線に立った持続可能な公

## 一般質問



浦野英樹  
(大分市)

### 精神障がい者をとりまく状況について

心の病について、自分の心と向き合うことができるきっかけづくり、就労継続の環境の整備について質問しました。

#### ■心の応急処置

体の不調はすぐに病気と気づき、薬を飲んだり病院に行

き、何らかのサポートを受けつつ病気を治します。しかし、心の不調や障がいはなかなか気づきません。気づいても認めたくないという社会的な雰囲気もあります。結果、生きづらさを抱えたまま、状況が悪くなってしまうことがあります。早いタイミングで、自分の心の状態と向き合うきっかけと周囲の理解があることが重要です。心の応急処置「メンタルヘルス・ファーストエイド」の知識の普及が必要ですが、また、家族だけでなく、自分の心と向き合う為、仕事を休む重要性を周知すべきと質問しました。

知事からは、ケアマネジャーや企業の健康管理者向けにメンタルヘルスに関する知識やスキルの研修を実施。こころのサポーターを今後3年間で120人養成、早期支援の裾野を広げてゆく旨、商工観光労働部長からは、健康保険の傷病手当金等、活用できる制度の周知につとめてゆく旨、答弁がありました。

#### ■就労継続支援事業所に対する支援

多くの精神障がい者が利用している就労継続支援事業所。労働法や最低賃金の適用を受けられるA型事業所では、最低賃金の引上げに対する対応が難しいといった声が聞かれました。B型事業所からは、事業所に対する

報酬体系が令和3年に見直しがあり、平均工賃によつては、報酬が引き下げとなつてしまう事業所があり、事業所を維持する為に「平均工賃をあげる為に生産性の低い利用者の割合を減らすことも検討せざるを得ないのだから」と、苦渋に満ちた声を伺い、県にA B型それぞれの影響をどのように受け止め、対応してゆくかを質問しました。答弁では、事業所の受託業務の量的拡大と多様化等によつて、事業所を支援してゆきたい旨、答弁がありました。

#### ■軽度の障がいと就労

手帳を所持しない程度の、軽度の発達障がいは、本人・利用者双方気づいていないケースもあります。必要な支援を提供する為にも、障害者就業・生活支援センターの周知、就労移行支援事業所を増やしてゆくべきと質問しました。県としても、発達障がいについての基本的知識の周知に加え、関係機関の機能強化につとめる旨、答弁がありました。

